

事業計画書（平成23年度）

公益社団法人総合紛争解決センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当法人は、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動する。

第1 基本方針

当法人は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく裁判外紛争解決機関として、専門性を持った士業団体を中心に、国、地方公共団体、経済団体等の各種団体が参画し、運営及び手続を協働して行い、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、民事に関する紛争についての和解あっせん手続及び民事に関する紛争（離婚及び離縁を除く。）についての仲裁手続を実施する。

第2 重点項目

1. 和解あっせん手続・仲裁手続

上記基本方針に従い、裁判と並ぶ魅力的な裁判外紛争解決手続の提供として、公正かつ適正な和解あっせん手続及び仲裁手続を実施する。

2. 和解あっせん人・仲裁人候補者の充実

当法人には、16団体から推薦された約350名を超える和解あっせん人候補者がいるものの、より多様な紛争に対応できるよう、更なる和解あっせん人候補者の充実に努める。

なお、既存の和解あっせん人候補者に対しては、定期的に研修を实

施し、和解あっせん人候補者のスキルアップに努める。

3. 広報活動

当法人の和解あっせん手続を含めて、ADRが一般的に周知されているとは言いがたく、広く、ADRを周知するために、シンポジウムの開催、ポスター及びリーフレットの制作、配布、ホームページの充実、各種広報誌への記事掲載など、積極的に広報活動を行う。

4. 調査・研究

昨年度一年間の申立事件や、各種ADR機関からの情報を収集し、ADRの利用促進が図れるように、調査・研究を行う。

5. 会員の勧誘

当法人は、事業収入だけでは、ADR事業を賄うことができず、会員からの会費、負担金により、ADR事業を行っている。今後は、当法人の財務基盤を強固のものにするために、より多くの正会員、準会員又は賛助会員を確保する必要がある。

公益社団法人であること、認証ADR機関であることをアピールし、当法人の活動に賛同して、会員となる団体等の勧誘に努める。

以上